

建築士法に基づく公告基準

埼玉県都市整備部建築安全課

1 趣旨

この基準は、建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）及び法施行規則（昭和25年建設省令第38号。以下「規則」という。）の規定に基づく建築士免許の取消、懲戒処分及び建築士事務所の監督処分に係る公告についてその詳細を定めるものである。

2 基準の対象となる公告

- (1) 法第9条第1項又は第2項の規定による建築士の免許の取消しに係る同条第3項及び規則第6条の2の規定に基づく公告
- (2) 法第10条第1項の規定による建築士の懲戒処分に係る同条第5項及び規則第6条の3の規定に基づく公告
- (3) 法第26条第1項又は第2項の規定による建築士事務所の監督処分に係る同条第4項の規定により準用する第10条第5項及び規則第22条の6の規定に基づく公告

3 公告方法

公告は、ウェブサイトへの掲載により行うものとし、規則第6条の2各号、第6条の3各号又は第22条の6各号に定める事項を建築安全課ウェブサイトに掲載する。

4 公告期間

公告は、法第9条第1項若しくは第2項の規定による建築士の免許の取消し、法第10条第1項の規定による建築士の懲戒処分又は法第26条第1項若しくは第2項の規定による建築士事務所の監督処分の日から起算して5年を経過する日まで行う。

附則

この基準は、令和4年7月15日から施行する